



答申第 910 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づき、令和 2 年 10 月 13 日付け神企情第 2635 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

1 下記の新たな類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。但し、別紙 1 及び別紙 2 を適用する場合は、審議会へ速やかに報告するものとする。

別紙 1 「新たに個人情報を電子計算機処理することについて」(条例第 11 条第 1 項)の類型 10

別紙 2 「個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて」(条例第 11 条第 2 項第 2 号)の類型 3

別紙 3 「新たに個人情報を電子計算機処理することについて」(条例第 11 条第 1 項)の類型 11

別紙 4 「個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて」(条例第 11 条第 2 項第 2 号)の類型 4

2 運用にあたり、これらの類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第11条第1項)

別紙1

答申910

	類 型	理 由
10	<p>(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)</p> <p>本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実な場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p> <p>この場合、本市の情報セキュリティ責任者による情報セキュリティポリシーに適合している旨の副申を添えて、審議会へ速やかに報告するものとする</p>	<p>神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準）には、本市の保有する情報資産に対する脅威から情報資産を保護するための、物理的・人的・技術的セキュリティ対策の具体的な遵守事項及び判断基準を定めており、新たに構築しようとする情報システムが、情報セキュリティポリシーに適合していることが確実な場合は、個人情報に係る情報資産についてシステム上の保護及び運用上の保護が適正に図られており、セキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 2 項第 2 号)

	類 型	電子計算機処理する個人情報	理 由
3	<p>(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)</p> <p>本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実な場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p> <p>この場合、本市の情報セキュリティ責任者による情報セキュリティポリシーに適合している旨の副申を添えて、審議会へ速やかに報告するものとする</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準）には、本市の保有する情報資産に対する脅威から情報資産を保護するための、物理的・人的・技術的セキュリティ対策の具体的な遵守事項及び判断基準を定めており、新たに構築しようとする情報システムが、情報セキュリティポリシーに適合していることが確実な場合は、個人情報に係る情報資産についてシステム上の保護及び運用上の保護が適正に図られており、セキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 1 項)

	類 型	理 由
11	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 2 項第 2 号)

	類 型	電子計算機処理する個人情報	理 由
4	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」